

青梅市自立センターの指定管理者の指定について

青梅市自立センターの指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 6 項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 3 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

記

- 1 公の施設の名称
青梅市自立センター
- 2 指定管理者となる団体
東京都青梅市今井五丁目 2434 番地の 2
社会福祉法人青梅市社会福祉事業団
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで